

令和5年4月12日

保護者 様

さいたま市立仲町小学校  
校長 河野 秀樹

## 令和5年度 タブレット等の使用・家庭への持ち帰りについて

日頃より教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

GIGA スクール構想が本格実施され、本校ではタブレットをはじめとする ICT を活用した学びの改革に取り組んでおります。

つきましては、タブレット等の使用・家庭への持ち帰りに備えて、下記の内容を御確認の上、同意書の提出をお願いいたします。

保護者の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 使用するもの・持ち帰るもの

(1) タブレット (2) 充電ケーブル

#### 2 使用する時期・持ち帰る時期

担任よりお子さんを通じて連絡いたします。

#### 3 使用する目的・持ち帰る目的

インターネットを利用した調べ学習、ドリル学習、学習動画等の視聴、学校からの学習課題の配布や提出、オンライン授業の実施等、学年の実態に応じて「学習のため」に活用してまいります。

#### 4 タブレットや充電ケーブルの破損及び紛失時の対応について

(1) 家庭へ持ち帰った際に生じたタブレットや充電ケーブルの破損については、(2)の場合を除き、市の予算で修理をいたします。(修理完了までに長い期間を要する場合がありますことを御承知おきください。)

(2) 故意による破損、故意の改造・設定変更による故障、紛失(盗難の場合を除く)等に係る費用は、御家庭の負担となる場合があります。なお、費用については、故障の種類や程度により変わります。予め御了承ください。

(3) 修理に出している期間は、タブレット PC を自宅に持って帰ることができません。

- (4) 修理に出している期間は、できる限り他の児童と同じ学習などができるように配慮をいたしますが、代替機が準備できない場合があります。
- (5) 故障などにより修理が必要な場合は別途修理に関する同意書を記入していただきます。

## 5 留意点

- (1) タブレット等は市からお子さんへ貸与されたものであるため、壊さないように丁寧に扱い、学習のために適切に使用できるよう御家庭でも御指導ください。
- (2) アカウントとパスワードの適切な管理をお願いいたします。アカウント等が記載されたカードを紛失したり、アカウント等を第三者に教えたりすることなどがないように、御家庭でも御指導ください。なお、アカウントはお子さん本人にのみ付与されたものです。保護者を含めた本人以外の御使用は、ライセンス違反となります。くれぐれも御注意ください。
- (3) 学習とは関係のない不適切なサイトにアクセスしたり、許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容、アカウントなどの個人情報をインターネット上に書き込んだりしません。
- (4) 姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、御家庭でも健康面への配慮をお願いいたします。
- (5) 家庭に端末とインターネット環境がある場合は、家庭へタブレットを持ち帰らなくても付与されたアカウントで **L-gate** や **Microsoft Teams** にログインすることで、学校と同じ学習環境で利用することができます。
- (6) 御家庭に **Wi-Fi** 等のインターネット環境がない場合は、教育委員会でモバイル **Wi-Fi** ルーターの貸出を行っております。御希望の際は学校まで御相談ください。貸出にあたっては、保護者による貸出申請書の記入や、**SIM** カードの契約、通信費の支払いが別途必要になります。

## 6 同意書について

- (1) タブレット等の使用・家庭への持ち帰りにあたって、別紙「タブレット等の使用についての同意書」に必要事項を御記入いただき、4月17日(月)までに担任まで御提出をお願いいたします。
- (2) お手数ですが、お子さま一人につき一枚、それぞれ同意書の御提出をお願いいたします。
- (3) 今回の同意書におけるタブレット等の使用期間は本校在学中となります。年度が変わる際は次学年に引き継ぎます。また、転出や卒業の際は学校で責任をもって破棄いたします。
- (4) 同意書を記入し、提出していただけない場合はタブレット等を使用できません。